

長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(設置)

第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定により設置する。

(定義)

第3条 この規約において、「次世代自動車」とは電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。

(目的)

第4条 協議会は、長野県における次世代自動車の普及に係る課題及び方策等について協議し、その普及の推進を図ることにより、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の全県的なインフラ整備のあり方に関すること
- (2) 次世代自動車の普及促進の方策に関すること
- (3) 次世代自動車及びインフラ整備情報の提供、提供の仕組みづくりに関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第6条 協議会の会員は、第4条に規定する目的に賛同する団体、企業、地方自治体をもって構成する。

(会長)

第7条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、長野県環境部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を総括する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集しこれを主宰する。

(分科会)

第9条 協議会には、専門事項を検討する必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会構成員は、次世代自動車の導入若しくは普及啓発、又はインフラ整備のために率先して取り組み、又は協力する事業者、団体又は自治体のうちから会長が指名する。

3 分科会は、必要の都度開催する。

4 分科会において必要があると認めるときは、分科会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会の会議には、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、その会議において意見を述べるができるものとする。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は公開とする。

2 会議の議事要旨は速やかに公開する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会に諮ったうえで定める。

附則

この規約は、設立の日（平成23年7月15日）から施行する。

この規約は、平成31年1月25日から施行する。

この規約は、令和3年8月19日から施行する。